

令和5年度保育料月額表

2号・3号認定用

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保 育 料 月 額 (単位:円)	
階層区分	定 義	3歳未満児	
		標準時間認定 (短時間認定)	
		第1子	第2子以降
第1	生活保護法による被保護世帯等 (単給世帯を含む)	0 (0)	0 (0)
第2	第1階層を除き、当該年度分(4月から8月までの間 にあっては、前年度分)の市町村民税非課税世帯	0 (0)	0 (0)
第3	48,600円未満 ひとり親 世帯等	15,000 (14,700)	0 (0)
		0 (0)	0 (0)
第4	48,600円以上 77,101円未満 ひとり親 世帯等	23,000 (22,600)	0 (0)
		0 (0)	0 (0)
		23,000 (22,600)	0 (0)
第5	第1階層及び第2階層を除 き、当該年度(4月から8月 までの間にあっては、前年度 分)の市町村民税の所得割額 が次の区分に該当する世帯	97,000円以上 120,000円未満 30,000 (29,400)	0 (0)
第6	120,000円以上 169,000円未満	36,000 (35,300)	0 (0)
第7	169,000円以上 190,000円未満	44,000 (43,200)	0 (0)
第8	190,000円以上 301,000円未満	50,000 (49,100)	0 (0)
第9	301,000円以上 320,000円未満	55,000 (54,000)	0 (0)
第10	320,000円以上 397,000円未満	63,000 (61,900)	0 (0)
第11	397,000円以上	65,000 (63,800)	0 (0)

第2子以降の保育料無償化(令和5年4月から適用)

- ・支給認定保護者と生計を同一とする兄・姉等がいる場合は、第2子以降の保育料を無償とする。(仕送り等を受けて別居している児童の兄や姉等(例:大学生や専門学校生)も含まれます。)

ひとり親家庭等の保育料(令和3年4月から適用)

- ・児童の属する世帯が第3、第4階層のうち、市町村民税所得割額が77,101円未満に認定された場合で、ひとり親世帯及び在宅障害児(者)世帯等は、第1子の保育料を無償とする。

幼児教育・保育の無償化(令和元年10月から適用)

- ・3歳以上児の保育料を無償とする。(1号認定は満3歳から)
- ・市町村民税非課税世帯の保育料を無償とする。

その他留意事項

- ・同居の祖父母等がいて、保護者の総収入額が100万円に満たない場合は、祖父母等が家計の主宰者とみなされるため、祖父母等の収入により保育料を決定します。
- ・保育料の算出には、住宅借入金(取得)等特別控除、配当控除、外国税額控除等による控除等適用されない控除がありますので、ご留意願います。

※ 保育料の決定について(毎年9月が保育料の切り替え時期です。)

4月分から8月分は令和4年度の市町村民税の金額により決定し、9月分から翌年3月分は令和5年度の市町村民税の金額により決定します。

問合せ先: 香芝市役所 保育課 (Tel:0745-44-3336)

副食費の徴収免除について（令和元年10月開始）

1. 主食費と副食費

- (1) 保育所・幼稚園・認定こども園等の給食費のうち、お米やパンの費用を「主食費」、おかずやおやつを「副食費」と言います。
- (2) 給食費はご家庭で保育をしても必要な費用であることから、保護者にご負担いただいています。
- (3) 主食費・副食費の金額は、園によって異なります。
- (4) 副食費は世帯の所得や兄弟の人数によって免除の制度があります。
- (5) 3号認定のお子さまの給食費は、保育料に含まれています。

給食費	主食費 (お米・パン等)	全員にお支払いいただきます。
	副食費 (おかず・おやつ等)	所得等による徴収免除の制度があります。

2. 副食費徴収免除の対象となる子ども

「年収360万円未満相当の世帯の全ての子ども」及び「在園（在所）する全ての世帯の第3子以降の子ども」は、副食費徴収免除の対象となります。詳しくは下表をご覧ください。

	年収360万円未満相当の世帯の全ての子ども (市町村民税の所得割合算額※が次の区分に該当する世帯の子ども)	第3子以降の子ども
1号認定	77,101円未満	小学校1年生～3年生と幼稚園・保育所等※に通っている兄・姉から数えた第3子以降の子ども。
2号認定	57,700円未満	幼稚園・保育所等※に通っている兄・姉から数えた第3子以降の子ども。
2号認定のうち要保護世帯（ひとり親世帯・在宅障害者(児)世帯等)	77,101円未満	

※ 市町村民税の所得割合算額

- (1) 4月～8月分の副食費免除については前年度の市町村民税、9月～3月分については当年度の市町村民税で判定します。
- (2) 同居の祖父母等がいて、保護者の総収入額が100万円に満たない場合は同居の祖父母が家計の主宰者とみなされるため、祖父母等の収入を含めて所得割合算額を決定します。
- (3) 副食費免除の際の市町村民税の算定には、住宅借入金（取得）等特別控除、配当控除、外国税額控除等による控除等は適用されませんので、ご留意願います。

※ 多子の算定対象となる幼稚園・保育所等に通っている子ども

幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校の幼稚部、地域型保育、特例保育、企業主導型保育事業、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設に通う小学校就学前子どもを指します。

（認可外保育施設やインターナショナルスクール等は多子軽減算定の対象外となります。）